

第3章 車両条項

(本組合の支払責任)

第1条 本組合は、自動車共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）が衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮、その他偶然な事故によって被った損害について、この車両条項および一般条項に従い、被共済者に共済金を支払います。

2. 前項の共済契約自動車には、これに定着（注1）または装備（注2）されている物（ワイヤレスの操作装置を含みます。以下「付属品」といいます。）を含みます。ただし、次の物は付属品に含みません。

- (1) 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
- (2) 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物
- (3) 通常装飾品とみなされる物
- (4) 共済契約自動車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェーン、ドリル等
- (5) 共済契約自動車に搭載（注3）されていないワイヤレスの操作装置

（注1）ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

（注2）自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態または法令に従い自動車に備え付けられている状態をいいます。

（注3）操作装置をその用い方に従って操作している間は搭載とみなします。

(被共済者)

第2条 この車両条項における被共済者は、共済契約自動車の所有者とします。

(共済金を支払わない損害－1)

第3条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた損害については共済金を支払いません。

(1) 次に掲げる者の故意または重大な過失

(イ) 共済契約者、被共済者または共済金を受取るべき者（これらのものが法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）

(ロ) 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主または貸借契約に基づく共済契約自動車の借主（これらのものが法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）

(ハ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の法定代理人

(ニ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の業務に従事中的使用人

(ホ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の父母、配偶者または子

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(3) 地震、噴火、または津波

- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第2号から第5号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- (8) 詐欺または横領
- (9) 共済契約自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用している場合または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用している場合に生じた事故

（共済金を支払わない損害－2）

第4条 本組合は、次の損害については共済金を支払いません。

- (1) 共済契約自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（積み込みまたは積み下し中を含みます。）に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート（官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車とその運転者を同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。以下同様とします。）である場合を除きます。
- (2) 共済契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さびその他自然の消耗
- (3) 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない共済契約自動車の電氣的または機械的損害をいいます。）
- (4) 共済契約自動車から取りはずされて車上にない部分品、付属品または付属機械装置に生じた損害
- (5) 法令に違反する改造を行った部分品、付属品、または付属機械装置に生じた損害
- (6) タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損害。ただし、火災もしくは盗難によって生じた損害または車両が同時に損害を被った場合を除きます。

（共済金を支払わない損害－3）

第5条 本組合は、次の者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行（注1）している場合、または酒気を帯びて、あるいは麻薬等を使用して共済契約自動車を運行している場合に生じた損害については共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
- (2) 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または貸借契約に基づく共済契約自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
- (3) 前2号に掲げる者の法定代理人

- (4) 第1号および第2号に掲げる者の業務に従事中の使用人
 - (5) 第1号および第2号に掲げる者の父母、配偶者または子
- (注1) 運転に限らず、クレーン、玉掛け、フォークリフトなど、固有の装置の操作に資格が必要な場合を含みます。

(損害額の決定)

第6条 本組合が共済金を支払うべき損害の額は、その損害が生じた地域および時における共済契約自動車の価額（共済契約自動車と同一車種同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価額相当額をいいます。以下「時価額」といいます。）によって定めます。

2. 共済契約自動車の損傷を修理することができる場合には、次の(1)および(2)の合計額から(3)ならびに(4)の合計額を差引いた額を損害額とします。

(1) 第7条（修理費）に定める修理費

(2) 第8条（費用）に定める費用

(3) 修理に際し部分品を交換したために共済契約自動車全体として価額の増加を生じた場合はその増加額

(4) 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額

3. 第8条（費用）の費用のみを共済契約者または被共済者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。

(修理費)

第7条 前条にいう修理費とは、次の額の合計額をいいます。

(1) 損害が生じた地域および時において、共済契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費。この場合、共済契約自動車の復旧に際して、本組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めた場合は、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(2) 共済契約自動車が自力で移動することができない場合には、これを損害発生の場所から、もよりの修理工場もしくは本組合の指定する場所まで運搬するのに要した費用、またはこれらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用

(費用)

第8条 第6条（損害額の決定）にいう費用とは、共済契約者または被共済者が支出した次の費用をいいます。

(1) 一般条項第18条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止軽減のために必要または有益であった費用

(2) 一般条項第18条第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(3) 盗難にあった共済契約自動車を引取るために必要であった費用

(4) フェリーボートによって輸送されている間に生じた共同海損に対する共済契約自動車の分担額

（支払共済金の計算）

第9条 本組合が支払う共済金の額は、1回の事故につき次の通りとします。ただし、自動車共済証書記載の共済金額を限度とします。

（1）全損（第6条（損害額の決定）第1項による損害額または第7条（修理費）の修理費が共済金額以上となる場合をいいます。以下同様とします。）の場合は共済金額

（2）前号以外の場合は、第6条（損害額の決定）による損害額から自動車共済証書記載の免責金額を差引いた額

2. 第6条（損害額の決定）のうち、第三者が負担すべき金額で被共済者がすでに回収したもの（以下「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被共済者の自己負担額（損害額から前項に定める共済金の額を差引いた額をいいます。）を超過する場合は、本組合は前項に定める共済金の額からその超過額を差引いて共済金を支払います。

（共済契約の終了）

第10条 本組合の共済金を支払うべき損害が全損である場合または自動車共済証書記載の共済金額を超える場合は、この車両共済契約は事故発生の際に終了します。

2. 第12条（盗難自動車の返還）の規定により、共済契約者がすでに受け取った共済金を本組合に払いもどした場合には、前項の規定は適用しません。

（被害物についての本組合の権利）

第11条 本組合が全損として共済金を支払った場合は、共済契約自動車について被共済者が持っているすべての権利を取得します。ただし、共済金額が時価額に達しない場合には、本組合は共済金額の時価額に対する割合によってその権利を取得します。

2. 共済契約自動車の一部が盗難にあった場合に、本組合がその損害について共済金を支払った場合は、本組合は盗難にあった物について被共済者が持っている権利を取得します。

3. 前2項の場合において、本組合がその権利を取得しないという意思表示して共済金を支払った場合は、共済契約自動車について被共済者が持っている権利は本組合に移転しません。

（盗難自動車の返還）

第12条 本組合が共済契約自動車の盗難によって生じた損害について共済金を支払った後、60日以内に共済契約自動車が発見された場合は、被共済者はすでに受け取った共済金を本組合に払いもどして、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に生じた共済契約自動車の損害に対して共済金を請求することができます。